

1. 議事日程（令和6年第2回北広島町議会定例会）

令和6年6月17日
午前10時開会
於 議 場

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第1 | 議案第40号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第41号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第42号 | 北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第43号 | 北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第44号 | 大朝創作活動センター設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第6 | 議案第45号 | 財産の無償譲渡について（広島県中古自動車販売商工組合） |
| 日程第7 | 議案第46号 | 財産の無償貸付について（南方小学校） |
| 日程第8 | 議案第47号 | 工事請負契約の変更について
（北広島町学校給食センター新築工事） |
| 日程第9 | 議案第48号 | 財産の取得の変更について
（北広島町学校給食センター厨房機器） |
| 日程第10 | 議案第49号 | 財産の取得の変更について
（北広島町学校給食センター厨房備品） |
| 日程第11 | 議案第50号 | 令和6年度北広島町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第51号 | 令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 審 査 報 告 | 請願・陳情等の常任委員会審査報告 |
| 日程第14 | 陳 情 審 査 | 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康を
まもるための陳情 |
| 日程第15 | 陳 情 審 査 | 陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 日程第16 | 発 議 第 6 号 | 北広島町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 発 議 第 7 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 日程第18 | 発 議 第 8 号 | 住民が地域で安心して生活できるよう医療・介護・福祉・保健の人
材をまもる意見書の提出について |
| 日程第19 | | 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | | | |
|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 亀岡純一 | 2番 | 伊藤立真 | 3番 | 敷本弘美 |
| 4番 | 中村忍 | 5番 | 佐々木正之 | 7番 | 美濃孝二 |
| 8番 | 梅尾泰文 | 9番 | 伊藤淳 | 10番 | 服部泰征 |
| 11番 | 宮本裕之 | 12番 | 湊俊文 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	竹下秀樹	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局長補佐 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。省エネ、節電対策の取組の一環として、本議会における服装をクールビズにすることにしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。また、議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、各議案について審議、採決を行います。質疑及び答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また、発言を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言してください。採決は全て起立を求めますので、あらかじめお願いしておきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第40号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第40号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第41号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第41号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第42号 北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第42号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。町内での影響、また民間施設等への聞き取りを行っているか、併せて今後の説明を行う予定かお聞きいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） この条例に関しまして、町内では2つの事業所なり保育所、保育施設がございます。2施設につきましては、通知を行っております。説明会等については、行う予定はありません。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第42号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第43号 北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第4、議案第43号、北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第43号、北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第44号 大朝創作活動センター設置及び管理条例を廃止する条例

- 議長（湊俊文） 日程第5、議案第44号、大朝創作活動センター設置及び管理条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第44号、大朝創作活動センター設置及び管理条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第45号 財産の無償譲渡について（広島県中古自動車販売商工組合）

- 議長（湊俊文） 日程第6、議案第45号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、美濃議員。
- 7番（美濃孝二） このJUの敷地・建物について、やっとなら無償譲渡することになった議案ですが、説明では、一部建物を譲渡せず、5年後になるということでもあります。その理由をお聞かせください。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 一部譲渡しない建物があることについてのご回答でございます。このたび譲渡しますのは敷地全体、それから現在使用されている建物につきまして、このたび譲渡するものでございます。その後、5年以内に残りの建物につきましては、譲渡しながら解体をしていただくということになっているためです。以上です。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） そうなった理由、なぜ今の段階で譲渡しないのかということをお伺いしたわけですが、はっきりと教えてください。それと、この間の経過からしますと、覚書をつくると思うんですが、5年後譲渡、この建物、残った建物を明確に譲渡するということが今まではどちらか

が意見があれば調整するということがあったんですが、相互の合意を条件ということはいれないということに約束できるのでしょうか。それと5年以内に解体しなかった場合はどうなるか伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 3点ございます。まず初めに譲渡しない建物につきまして、こちらにつきましては、J U広島とこれまで協議を重ねてきた中で、全体をこのたび譲渡するということになりますと、やはり不動産取得税や登録免許税等がかかってまいります。その関係からJ U広島の負担等も考慮しまして、町のほうで歩み寄りながら、こういった5年以内に解体の計画が整い次第、譲渡をしながら解体していただくということで協議をさせていただいております。それから質問の内容、すみません、ちょっと聞き取れなかったんですが、相互の合意、2番目の質問ですが。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） どちらかが異議があれば、それは協議するという項目が前回の覚書にあったんですが、今回の覚書をつくる際にはそういうことはなく、双方の合意を条件とはしないと。5年後には必ず、5年以前ですね、5年後には必ず譲渡し、譲渡を受けるということをはっきりと明記されるのかどうかを伺ったわけです。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 覚書のほうでございしますが、こちらのほうには相互のそういった協議の上で話をするというものは入っておりませんが、5年以内に無償譲渡を行うと明言しております。それから、もしその5年以内に解体ができない場合には、覚書のほうで無償譲渡、そこで所有権移転のほうすることを覚書のほうでうたっているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 確認します。5年後に解体していなくても、必ず無償譲渡するということで理解して良いのでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在、J U広島様とはそういった形で覚書のほう交わすということでした承いただいているところです。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第45号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第46号 財産の無償貸付について（南方小学校）

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第46号、財産の無償貸付についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾でございます。この物件と言いますか、場所は南方小学校でありますけれども、期間が5年間という期間で、無償で貸付けということであります。貸付けでありますから、その間、維持管理は借りたところの株式会社キタヒロが行うんであります。その場所の建物等の不備が起こった場合には、やはり町のものでありますから、その補修等していくんだろうというふうに思いますが、それに間違いはないかお聞きしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 議員おっしゃいましたように建物自体は町有のものでございますので、修繕が出てまいりました時点で、双方で確認をしながら進めさせていただければと思います。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） そのかかる費用であります。おおむねどのぐらいの部分については維持管理しておられるのか、あるいは、ある金額を超えたら町のほうが見るんだよというふうなことが多分大まかあるだろうというふうに思いますが、その点と、それからそのキタヒロは、その場所を使いながらパンを作って販売するとかいうふうなことを計画されているというふうにお聞きをしておりますが、できれば、この町はお米が中心になった所でもあったりするんで、お米を使つての物産と言いますか、そういう活動ができないのかな、なぜパンなのかなということをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） まず、修繕の内容でございますが、建物に構造耐力上主要部分、例えば、基礎でございますとか柱でございますとか壁とか、そういったものは町有でございますので、町が直させていただく格好になろうかと思っております。2番目の質問でございますが、地元からこのように活用したいという案をいただいたものでございますので、お米等につきましては、また地元のほうでお考えになれるか、そこら辺はこちらからお願いするものではございませんので、ちょっとすみません、お答えのしようがございません。以上です。
- 議長（湊俊文） 他に質疑ありませんか。10番、服部議員。
- 10番（服部泰征） 今の質問と少しかぶったので、そもそもここを譲渡じゃなく無償貸付とした理由と、この5年とした理由について、そこについてお伺いします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 無償貸付とした理由でございますが、最初は無償譲渡も考えながら、地元のこのたび計画を出していただきました株式会社キタヒロとお話を進める中で、まずはいろいろ設備投資とかございますので、無償譲渡はちょっと正直申し上げましてしんどいということでの無償貸付でございます。5年と言いますが、今、計画の段階で収支等計画を出していただいておりますが、その期間も考慮しながら決めさせていただいているところでございます。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 貸付けについては了解しました。5年というのは、5年後に再度またきちんと譲渡するかというふうに検討されるということで良いですか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 議員おっしゃいましたように、経営状態等も見させていただ

きながら伴走支援はしていく予定でございますが、5年後は譲渡も含めた協議ができればと考えております。以上です。

- 議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第46号、財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第47号 工事請負契約の変更について

- 議長（湊俊文） 日程第8、議案第47号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 工事請負のほうで、11番、機械屋外排水管、汚水の既設接続箇所見直しということで、こちら全協でも説明があつて、事前の経路では埋設物が多かったので、環境生活課に相談すると、上流部への接続が可能だったということだったんですが、これが最初からできなかった理由をお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 給食センターの新築工事の進捗に伴う中で、実際掘ってみて分かるという、いろんな線が入っていて、できるだけ短くしたいというこちら側の思惑もありました。実際200m、そういった管をしようとする中で、減少することでも可能であるということが分かったこと。それと管轄課である環境生活課の許可が得られたこと、こういったことで工事費の減、作業の減、そういったことはプラスでありますので、そういった変更をさせていただきました。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） その部分は理解いたしますけども、これが690万円の請負金額が減少ということになりますと、なぜ今の段階、設計段階でこれがなぜ分からなかったのか、もっと言えば設計を事業する事業体にそのまま丸投げでこちらで考えなく、接続の際、埋設物が多くて、どうしようどうしようと考えた結果分かったというふうに聞こえてならないところがございます。最初の設計段階でこの見通しができなかった理由をお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 設計の段階でどうしても分からない部分はございます。こういった大きな変更について、例えば、減少になった場合は、工程会議等でいつも確認をさせてもらって、そこで工事費の減とかいうことになれば、それは当然させていただくことでありまして、これ分からなかった部分であるというふうに理解しております。
- 議長（湊俊文） 他に質疑ありませんか。10番、服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部です。これ工期も少し変更になることによりまして、夏休みにかかるようになります。夏休みにはこれまで給食調理員の方が児童クラブへ補助に行かれた

りされてましたが、この夏はどのような体制になるのか。考えについてお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 夏休み期間につきましては、2学期からの供用開始に向けて今お勤めである各共同調理場であるとか、自校式の調理員の方はもう8月、この新しいセンターで準備、研修を行っていただくこととしております。でありますので、その間、これまで各児童クラブに行かれていた方というのは非常に行きにくい状況があるかと思えます。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 行きにくいということで、それは行きにくくても児童クラブのほうは大丈夫なのか、それか民間のことなんで難しいかもしれませんが、行きにくくて大丈夫なのか、回るのか、それとも何か対策をされるのか、考えられてたらお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 8月における給食センターでの準備、研修、稼働、準備対応の内容と、あとそれに伴う児童クラブへの影響、そういったところは委託業者さんとも学校とも調理員さんとも今、会議を持っておりまして、その準備に向けた対応を行っているところです。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、考えられるということで、もう1点、このセンター化により集約されることによって取り扱う食数が増えます。この取り扱う食数が多い分、もし食中毒とかのトラブルが発生した際にはかなり影響が大きいと思います。基本的には他の給食事業者さんとかと契約はされてると思うんですが、そういったトラブル発生時の対策はどのように捉えているのかお伺いします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 今、考えているのが、一つは保存食による対応、もう一つはもう給食を停止して学校を早く帰るということも一つの方法かと思っています。しっかりと準備をしまいたいと思います。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第47号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第48号 財産の取得の変更について

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第48号、財産の取得の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） これは確認だけです。これは納期の延長のみで、金額は変更ないと認識してて良いですか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） はい、そのとおりでございます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第48号、財産の取得の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第49号 財産の取得の変更について

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第49号、財産の取得の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第49号、財産の取得の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第50号 令和6年度北広島町一般会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第50号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 補正予算についていくつかお聞きいたします。まず、繰越明許でマスタープランの計画の繰越しがあったと思います。こちら以前のマスタープランが基準年次平成27年、目標年次が平成37年、令和7年なんですけれども、基本10年計画なので、どちらが終わりになるかと思った時に、繰越明許することによって計画に空きが出るのではないかなという心配がございました。こちらお聞きします。2点目です。道路新設改良事業において国の予算ですね。交付金が減ったので減ったということなんですけれども、奥今田線を除くそれ以外の全ての路線は、工事部分の減ということで見たんですけれども、当初の見積りや設計等の手間を考えたら、濃淡分けてできないところと、最初の当初予算どおりに計画して工事をすると濃淡をつける方法もあったのではないかなと思ってこちらをお聞きいたします。まずは、その2点。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） まず、都市計画のマスタープラン及び立地適正化計画ですけれども、当初予算の時にもご説明しましたとおり、2か年をかけて策定する予定です。議員ご質問のとおり、令和7年、令和6年度中にマスタープランの目標年次は終わりますけれども、計画中という

ことで空きはないものと考えております。道路新設改良ですけれども、基本的に想定していた内示額より減少となりましたので、全体の工事箇所を濃淡というのでも考えながら、全体で調整させていただくように現在調整中でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 見積りや設計をする際に事業者へそういうのを依頼する際、なかなかの手間になるのではないかなと思って、その点、民間への負担がないかなというところで質問いたしました。それに関してまた詳細があれば、それを1つ目の質問といたします。2つ目に、きたひろ地域自立支援プロジェクト事業ということで、事業が2つあったうちの旧南方小学校再生プロジェクトです。こちらのほう金額がかなり大きいものになっております。そうすると、町全体への思いというところにおいて、きたひろ地域自立支援プロジェクトというのは成り立っていると思うんですけども、町全体の思いとしてのお金と捉えた場合、他への影響だったり、この地域自立支援プロジェクト、今年度のプロジェクトだったり、来年度以降のプロジェクトへの圧迫という点が考えられます。こちらについて、そのような懸念を考えたかどうかをお聞きいたします。もう1点付け加えます。森づくり事業の減ということで、当初予算に対してどのような事業が減るかをちょっとお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどの民間への影響ということでございましたけども、工事の設計をする際に毎月単価が変わっております。当初設定しておいたのは、昨年の11月ぐらいに当初予算の概略を決めておりますけども、毎年の単価設定、毎月の単価の改定によって、事業費内で設計するというところで民間への影響はございません。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 旧南方小学校活性化に関する部分で、次年度以降に影響等はないのかというご質問でございますが、こちらの財源が自主財源とふるさと寄附によるものでございますので、他の年度に影響するとは考えておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森づくり交付金の減でございますけども、これは県の配分額の減によるものでございます。地域資源保全活用事業交付金のところで減になっておりますけれども、当初は2か所予定しておりますけども、補正後も2か所については変更することは考えておりません。減額分につきましては、事業費の調整を行いまして2か所を実施したいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） きたひろ自立支援プロジェクト、今年度はこの事業だけではなかったと思うんですが、その点の部分。私の勘違いであつたら申し訳ないです。本年度の部分でもう1回付け加えてお聞きいたします。もう1点、ジビエコンソーシアムの補正予算があります。こちらのほう、基本的に説明では、有志でコンソーシアムをつくり、町の参画としてはメインで進めていくものではないということだったんですけども、参画者に猟友会があります。猟友会の事務局は町が持っていたと思うんですけども、ちょっと説明とそごがありましたので、こちらをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 旧南方小学校再生プロジェクトの他に大朝地域協議会のわさ

の輪プロジェクト（江の川とわさまちの調和）という2件が候補に挙がっております。以上です。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） きたひろジビエコンソーシアムの事務局も農林課のほうが一応入っておりますけれども、この部分につきましては、国の交付金を受けて、このジビエコンソーシアムから施設を支援する関係がございますので、そういった関係で農林課のほうで事務をしております。全く猟友会との事務局とは別の活動と言いますか、それぞれ目的が違いますので、そういった形で事務局は2つのところでやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 先ほどの伊藤議員のきたひろ地域自立支援プロジェクト事業で2つの事業がありますけれども、相互に影響がないかというふうなご質問だったと思います。この事業につきましては、それぞれの事業に賛同していた方がその事業を指定して寄附をしてこられますので、その指定した寄附は、指定したそのプロジェクト事業者に入っていきますので、個々に精算をしていくものでありますので、相互に影響があるものではございません。

○議長（湊俊文） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第50号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第51号 令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第51号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 今回の補正、マイナンバーと保険証の一体化ということなのですが、これから12月にかけて廃止が検討されているということなのですが、町内のマイナ保険証の利用状況、今の現時点で分かるところで良いので、お伝えいただければと思います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） マイナンバーを保有されている方につきましては、現在町民の方のうちの79.5%の方が保有されております。国民健康保険、後期高齢者被保険者で申しますと、利用者、国保のほうは8.4%、後期のほうは2.6%という状況になってございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） マイナンバーは8割近くの方が持たれているということですが、利用されているのは、そのうち保険証は1割満たないということで、12月までどのような計画で行っていくのか、その辺りもし検証されてればお伺いします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） マイナンバーを保有されている方がマイナ保険証として利用してい

ただくということにつきましては、12月2日から被保険者証の廃止ということにつきましては周知していきたいと考えております。しかしながら利用の計画ということにつきましては、今後周知しながらお知らせをしていきたいと考えております。

- 議長（湊俊文）他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文）起立全員です。したがって、議案第51号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（湊俊文）日程第13、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております。請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、伊藤淳委員長。
- 総務常任委員長（伊藤淳）総務委員会のほうから報告をいたします。令和6年6月17日、北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告です。令和6年6月5日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第4号、件名、安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまもるための陳情。審査の結果は、不採択です。理由としまして、公立公的病院の統廃合や高度最先端医療は必要であり、中山間地域の本町において、都市部の地域医療構想を見直すことまでは言えないからです。続きまして、事件の番号、陳情第6号、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、審査の結果は、採択です。理由、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障等の予算充実、地方財政の確立を目指すことが必要であるため政府に意見書を提出する。以上です。
- 議長（湊俊文）以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 陳情審査

- 議長（湊俊文）日程第14、陳情審査を行います。陳情第4号、安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまもるための陳情を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会の委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第4号、安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまもるための陳情を採決します。本案について総務常任委員会委員長の報告は、不採択です。採決については、北広島町議会議規則第81条の規定により、議題について賛

成するものの多少を認定して可否の結果を宣言することになっております。よって、委員長の報告が不採択の場合は、採決は採択することに賛成の方の起立を求めます。本件について、採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立少数）

- 議長（湊俊文） 起立少数です。したがって、陳情第4号、安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまもるための陳情は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 陳情審査

- 議長（湊俊文） 日程第15、陳情審査を行います。陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第6号 北広島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第16、発議第6号、北広島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。10番、服部議員。

- 10番（服部泰征） 10番、服部です。発議第6号、令和6年6月17日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員服部泰征。賛成者、北広島町議会議員敷本弘美。北広島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。提案理由です。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正するため、本条例を提案します。議員各位のご賛同よろしく願います。

- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第6号、北広島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 発議第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第 17、発議第 7 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局長。

○議会事務局長（三宅克江） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。政府はこれまで骨太方針 2021 に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保することとしてきた。しかし増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。このため 2025 年度政府予算、また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。記。1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらないより積極的な地方財源の確保・充実をはかること。2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特にこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。4、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。5、「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。またその一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。6、会計年度任用職員においては、2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合にゼロから 20% もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により、人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。8、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行

にかかる経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名のふりがな」の追加など、DX化に伴い、地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。9、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実をはかること。10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和6年6月17日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画)衆議院議長、参議院議長。以上です。

○議長(湊俊文) これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。9番、伊藤淳議員。

○9番(伊藤淳) 発議第7号、令和6年6月17日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤淳。賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。地方自治体には急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応を要する課題に直面している。また、細やかな地域公共サービスを提供するための人材の確保も必要であり、そのための財源確保が地方自治体では困難な状況に置かれている。本来必要な公共サービスを提供するため、財源を担保するのは地方交付税の役割の一つである。このため2025年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、物価高騰への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障等の予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出します。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長(湊俊文) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立全員)

○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、発議第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第8号 住民が地域で安心して生活できるよう、医療・介護・福祉・保健の人材をまもる意見書の提出について

○議長(湊俊文) 日程第18、発議第8号、住民が地域で安心して生活できるよう、医療・介護・福祉・保健の人材をまもる意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗

読を行います。事務局長。

○議会事務局長（三宅克江） 住民が地域で安心して生活できるよう、医療・介護・福祉・保健の人材をまもる意見書（案）。地域に病院や診療所があることで、安心してその地域で暮らし続けることができる。また、そこに介護・福祉施設があることで、高齢になっても障害があっても生活することができ、さらにそこに働く人も集まるため、地域が活性化する。今、政府は、新たに高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据え、さらなる地域医療構想を策定する検討を始めた。国民のいのちと生活をまもる医療や介護・福祉の提供体制を維持し、誰もがどこに住んでいても安心して医療・介護、福祉を利用できるよう、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。1、地域医療構想の見直しに際しては、地域の声を踏まえた医療・介護・福祉体制の充実が図れるよう留意すること。2、安全・安心の医療・介護・福祉人材を確保するため、医師・看護師・医療技術者・介護職員等の処遇を改善すること。3、医療機関や介護・福祉事業所の事業・経営が継続できる内容となるよう、診療報酬、介護報酬等の再改定をすること。4、今後新たな感染症等が発生しても混乱が生じないように、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生体制を拡充すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和6年6月17日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 発議第8号、令和6年6月17日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員美濃孝二。賛成者、北広島町議会議員佐々木正之、同、服部泰征。住民が地域で安心して生活できるよう、医療・介護・福祉・保健の人材をまもる意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、政府は、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想に向けた議論を開始した。地域に住む住民が安心して暮らし続けるためには、医療・介護・福祉事業所の安定した経営と人材の充足、また感染症対策や健康、危機管理を担う保健所の体制整備が必要のため、国会や政府に要望する。以上、議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第8号、住民が地域で安心して生活できるよう、医療・介護・福祉・保健の人材をまもる意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について

○議長（湊俊文） 日程第19、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出についてを議題とします。総務常任委員会、産業建設常任委員会、中山間地域対策特別委員会、議会改革調査特別委員会

の各委員長より閉会中の継続審査及び継続調査の申し出が提出されております。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査をすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査をすることに決定いたしました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。6月5日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。ご承認いただきました事業を着実に実行することはもとより、まだまだ物価高騰が続き、町民の皆さんの生活環境に影響を与える中ではありますが、職員一丸となってより良いまちづくり、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。これから梅雨入りを迎え、そして予報では、この夏も厳しい暑さが見込まれています。議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、より一層のご活躍、ご健勝を祈念申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） 6月定例会の閉会に当たり一言申し上げます。本定例会は、6月5日から本日まで13日間の会期で開催され、令和6年度一般会計・特別会計予算の補正予算2件、条例の一部改正4件など、町民生活に直結した重要案件が提出されました。各議員におかれましては、これらの議案に対し、終始熱心に審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力をいただき、心から感謝申し上げます。執行部におかれましては、それぞれの審議過程で各議員から出されました意見などについて特に意を用いられ、町政を推進されますよう強く要望いたします。これから梅雨入りの時期を迎えます。大雨等による災害が発生しないことを切に願うものです。結びに、議員各位及び町執行部におかれましては、くれぐれもご自愛の上、本町発展のため、ますますのご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。これをもって、令和6年第2回北広島町議会定例会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時11分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~